

防衛省訓令第34号

防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

防衛大臣 中谷 元

防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令

第1条～第27条 （略）

（自衛官以外の隊員の標準職務遂行能力を定める訓令の一部改正）

第28条 自衛官以外の隊員の標準職務遂行能力を定める訓令（平成26年防衛省訓令第29号）の一部を次のように改正する。

第11条及び別表第9中「防衛医科大学校及び」を削る。

第29条 （略）

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。